

西日本入国管理センターに收容されている方の仮放免を求める署名にご協力を

私たちは、「長期收容は人権侵害である」との立場から西日本入国管理センター（大阪府茨木市）の被收容者について、以前より以下の方の早急な仮放免を求め、活動してきました。

しかし、今年の夏ごろから、これまでなら仮放免となるケースでも仮放免申請が不許可となり、誰一人として仮放免がなされていません。このままでは、收容1年、2年は当たり前という5、6年前の悲惨な收容所に逆戻りしてしまいます。

私たちは特に以下の方についての仮放免を要請し、外界と遮断され密閉の中で時間的・空間的感覚を失い、苦痛を与えている状態から解放してほしいと申し入れたいと行動します。

この現状をどうぞ理解していただき、ご協力よろしくお願ひいたします。

私たちは西日本入国管理センターで次の状態にある被收容者の仮放免を要請します。

1 > 難民申請者及び訴訟を起こしている方

2009年9月現在、全国の入国管理センターに150名以上の難民申請者が收容されています。法務省は、難民申請者の陳述書を翻訳がないからとして受け付けないなど、およそ認定機関の体をなさない貧困な難民制度を強要する一方で、国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）の「庇護希望者の拘禁は例外的措置にとどめるべき」との勧告や国会での2004年の付帯決議に反して、懲罰的、報復的收容あるいは難民としての立証を妨害するための收容を続けています。

また退去強制取り消しの裁判を起している被收容者については、劣悪な收容施設での收容が長期化し、拘禁症状が現れ、心身ともに悪化しています。

2 > 日本人の配偶者及び在留資格（定住、永住）のある外国人の配偶者

家族の結合と保護は万人の権利です。人権規約でも「家族の結合権」は保障されています。

しかし、真摯な結婚であるにもかかわらず、入国管理局は、保護すべき価値を否定し、「偽装結婚」として、多くの外国人配偶者を長期に收容されています。

3 > 收容継続のままでは適切な治療ができない罹病者、及び收容設備では腰痛など身体に支障がでる者

西日本入国管理センターには、内科医1名のみが勤務しています。收容が3ヶ月を過ぎると多くの方が心身の疼痛を訴えています。その中には内科医のみでは対応できない「病気」の方もいます。收容が3ヶ月を過ぎると多くの方が心身の疼痛を訴えています。その中には高血圧症、胆石、子宮障害、脂肪種等の持病をもつ方がおり、收容所では適切な治療が受けられません。また足や腰に痛みのある方は入国管理センターの畳の部屋での行動が苦痛を伴っています。

2009年11月

入管問題かんさい支援ネットワーク（かんさいネット）

RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）／（社）アムネスティ・インターナショナル大阪難民チーム／西日本入管センターを考える会／TRY（外国人労働者・難民と共に歩む会）／日中友好雄鷹会大阪府本部／日本ビルマ救援センター

第3次集約日：2010年3月31日（水）
第2次集約日：2010年2月21日（日）
第1次集約日：2009年12月20日（日）